

取組んでいくことを基本といたします。

高齢者の施設サービスについては、平成20年度の特別養護老人ホーム「恵寿荘」の20床増床に続き、平成22年度には社会福祉法人により地域密着型特別養護老人ホーム29床とケアハウス10床が整備された結果、新冠町高齢者共同生活施設「あいあい荘」の活用も含めて考えると、加齢に伴う介護度の進行に合わせた生活の場所の確保については目途が立つてきたと考えております。



しかしながら、在宅で暮らす高齢者に対する生活支援については、高齢化の一層の進行に合わせ、さらにきめ細かな施策が今後必要になってくると考えております。

抱える保護者が増加し、家庭における養育機能の低下が懸念されるなど、子育てや育ちの環境が変化している状況であり、そのため親支援の必要性を踏まえ、地域社会全体で子育てを支援していく姿勢が求められております。乳幼児が心身ともに健やかに育成されることは、児童福祉の理念であり、目標でもあるため、その達成のためにさまざまなサービスを提供し子育て支援の充実を図ってまいりました。その中核として運営してまいりました、子育て支援センターと児童館の役割が、設立当初は両施設とも円滑な運営をしておりましたが、子育て支援対策として様々なサービスを実施するにあたって、お互いの施設運営に制約が出てまいりましたので、本年度開設の認定子ども園において、独立した子育て支援センターとして運営をすることにいたしました。そのことにより児童館は、活動の範囲が広がりますし、子育て支援センターは、安全性や機能性が高まることとなり、両施設とも効果的に利用しやすい施設として新たなスタートをすることといたしました。

保健の充実であります。先に行われた医療制度改革では、生活習慣病の予防に重点を置いて、40

何よりも高齢者に健康でいきいきとした生活を送って頂くためには、介護予防の取り組みが重要なことから、生活機能評価を通じて抽出された要介護状態となる恐れのある特定高齢者や、65歳以上の一般高齢者を対象に、運動機能の向上・栄養改善・口腔機能の向上やひきこもり防止のための介護予防教室を町内の社会資源を活用し、高齢者にとって魅力のある内容で実施できるように取組んでまいります。

また同時に、認知症になっても地域の皆さんに見守られながら、安心して暮らしていくことが出来るよう、認知症に対する正しい理解と、認知症と思われる方への具体的な対応方法を多くの町民に身に付けて頂く「認知症サポート・養成講座」を本年度も開催することにしています。

高齢化の進行に伴い必要となる様々な日常生活への支援や交通手段を持たない高齢者に対する生活支援についても本年度予定されている、新冠町高齢者保健福祉計画の見直し作業の中で検討し施策の方向性を明らかにしていきたいと考えています。

特別養護老人ホーム「恵寿荘」は、定員を70名として施設運営をしておりますが、常に満床で入所待機者がいる状況であります。

歳以上の被保険者に対する特定検診と保健指導の実施が保険者に義務づけられたところです。新冠町国民健康保険も、平成20年度から平成24年度までの「特定健診・保健指導実施計画」を策定し各年度における目標受診率を設定しておりますので、目標の達成にむけて、一人でも多くの方に特定健診を受けて頂けるよう取り組みを進めてまいります。

そのために、年3回実施している集団健診のほか、町立国民健康保険診療所や新ひだか町、日高町など、近隣町の医療機関でも個別に特定健診が受けられるように受診環境を整え、一人でも多くの方に受診して頂けるよう工夫をしてまいります。

また、健診後の保健指導については、メタボリックシンドロームの改善に大きな効果のある事がこれまでの実績で明らかになっておりますので、保健指導と栄養教室や運動教室への参加を組み合わせ、効果があがるよう努めてまいります。

早期発見、早期治療が必要な各種がん検診についても受診率の向上を目指しますが、とりわけ平成21年度から進められている女性特有のがん検診については、本年度も乳がん、子宮頸がん検診の助成対象者に、検診費用の全額を

施設開設から28年を経過しておりますので、近年は施設・設備の改修などを適時に行い介護施設環境の整備を重点的に取組んでまいります。

本年度もベッドの更新及び厨房備品を年次計画で整備してまいります。併設しておりますシヨートステイ施設の稼働率が50%程度であることから、利用しやすい環境づくりをさらに進めて行くとともに居宅介護支援事業所との連携を密に行い利用者の増加に努めてまいります。

障がい者福祉の充実でありましたが、障がい者に対する施策についても、第2期「障がい福祉計画」の基本目標である「障がいのある人が安心して輝きながら暮らせるまち」の実現をめざして各種の事業に取組んでいきます。

本年度は障がい者自立支援法が施行され5年目となることから、全ての事業所は障がい者自立支援法に定められた、新たなサービス体系へ移行しなければならなくなりま

これに伴い、施設中心の生活から地域に生活の場を移す障がい者の方も多くなつてまいります。障がいを持つた方が地域で安心して生活するには、専門的知識を持った職員による相談支援体制の充実が必要であることから、

町が負担することといたします。また、検診を委託する医療機関を、近隣町村の医療機関に加えて苦小牧市内の医療機関まで拡大するとともに、集団検診もこれまでの年1回から年2回に増やすなど、受診環境の整備を図ってまいります。

さらに、子どもや高齢者を感染症から守るために、定期予防接種に加えて、町の判断で実施する予防接種としてワクチン接種緊急促進基金を活用した乳幼児を対象にしたヒブ及び小児用肺炎球菌、中学校1年生から高校2年生の女子生徒を対象にした子宮頸がんの予防接種については全額助成する事として実施してまいります。

また、高齢者を対象にした肺炎球菌の予防接種についての助成も引き続き実施してまいります。医療につきましては、地域の一次医療を提供する町内唯一の公立の診療所として町民皆さんがいつでも安全で安心して医療サービスを受けられるよう、救急等緊急時を含む24時間診療体制を維持いたします。

運営面においては医師及び看護師等の人材確保の問題をはじめ、慢性的な外来患者の減少傾向に加えて施設の老朽化を抱え、解決すべき諸問題が山積しており、診

本年度も「日高圏域障がい者総合相談支援センター」に相談支援業務の委託を行い、社会生活を営む上での支援や各種の問題解決に向けた支援を行ってまいります。また、重度の障がいを持ちながら、在宅で生活する障がい者や介護をする家族を支援するための施策についても、新冠町自立支援協議会や本年度予定している「新冠町障がい者計画」の見直し作業の中で検討をしております。

本年度開設の「新冠町子ども発達センター」におきましては、旧節婦保育所を改修するとともに、4月にはセンター長をはじめ、必要な職員を揃え、早期開設に向けた本格的な準備を始めてまいります。

計画では開設後数年は、通園による養育支援を中心に運営することを考えておりましたが、乳幼児期における障がいの早期発見、発達の遅れや障がいのある子供を持つ家族への支援や相談体制を整えることも必要と考え、開設当初から発達相談支援事業を実施することとし、必要な人材の確保を図ってまいりたいと考えております。

なお、新冠町子ども発達支援センターの運営は、障がい児の支援に実績を持つ社会福祉法人「新冠ほくと園」に運営を委託する事に

療所運営は依然として厳しい状況にありますが、町民皆さんの医療の安心安全を維持することを最優先し、救急等緊急時における必要不可欠な医療体制を整備するものであります。また、公立の診療所のもう一つの重要な役割として、特定健診事業をはじめ、各種健診事業及び予防接種事業等の予防事業を積極的に推進することとしておりまして、疾病の予防・治療・機能訓練を一体化した体制整備を今後

も維持してまいります。



◇潤いある環境を創設するまちづくりについて

自然環境の保全については、地球規模での環境問題が深刻化を増す中、温室効果ガスの削減は不可欠であり、地球温暖化対策や森

しておりますが、これにより幼児期から義務教育期間中、さらに義務教育終了後の就労支援や社会生活への支援まで、町内で一貫した支援体制が確立されるものと期待しております。

児童福祉の充実であります。平成10年から実施してきたチャイルドシート貸与事業については、チャイルドシート購入後12年経過し、機能や性能も日進月歩であることを考え、平成22年度をもって貸与事業は終了することといたしました。

本年度からは貸与事業同様、少子化対策、子育て支援の一環として、新たにチャイルドシートの購入に対して助成を行うことといたします。

子育て支援につきましては、乳幼児期は家庭を中心とした活動圏の中で、人間形成の基礎力が養われる極めて重要な時期であり、基礎・基本的な生活習慣の習得のために、各年齢期の発達課題に即した学習課題解決を図り、一人ひとりの能力と体力に応じた、愛情を根底とした質の高い子育て支援サービスの提供に努めているところであります。

しかし、核家族化や少子・高齢化などの構造的要因などにより、母親の孤立化や子どもに関する理解不足などから、子育て不安を林保全などが求められております。

本町では、昨年度、大規模公共施設であります新冠温泉ホテルヒルズ及びレ・コード館について国内クレジット制度における排出削減ポテンシャルを診断するための省エネ診断を無料で実施いたしました。その調査結果の報告を待つて内容を検証し、本町の今後のエネルギー削減等に関する計画策定や全町的な温室効果ガス削減の取組みの有無を含め、施策の方向性を検討してまいります。

また、森林の保全であります。本町の森林面積は総面積の75%に相当する44.1kmを占め、国土の保全、貴重な水資源のかん養、地球温暖化の原因でもあります二酸化炭素の吸収が図られるなど、森林の有する機能が将来にわたっても持続的に発揮できるように、適切かつ長期的、計画的な保全、管理を推進します。

特に、町有林、民有林の計画的な施業と人工林資源の有効利用と伐採後の植林の完全実施による森林の再生を図ることは勿論、町民への森林保全活動の啓発や誘導、支援やみどりの環境づくりの推進などを積極的に推進してまいります。

次に環境・衛生の向上について